平成２３年（フ）第１３６号
福岡県筑紫野市俗明院１丁目14番15―203号
債務者　木村　恭代
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４１号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵377番地186
債務者　田中　英之
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４７号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄西５丁目10番25号
ピースオブマインド204号
債務者　荒木　葉子（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５３号
福岡市早良区星の原団地29番404号
債務者　山村　勝幸
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６３号
福岡市南区高宮４丁目３番33号
債務者　沖　　博文
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６４号
福岡県春日市昇町３丁目226番地アクロス春日プレジール407号
債務者　横武加奈絵
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６５号
福岡県春日市昇町３丁目226番地アクロス春日プレジール407号
債務者　横武加寿子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７６号
福岡市南区大橋２丁目14番11号
債務者　渕上　宏一
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８３号
福岡市南区横手２丁目12番14号
債務者　草刈　　修
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８４号
福岡県春日市大谷８丁目106番地１平コーポ302号
債務者　灘波　修司
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９７号
福岡県大野城市白木原３丁目６番４号　アグリ壱番館202号
債務者　内川ケイ子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０２号
福岡県春日市須玖南６丁目75番地
債務者　前田　　悟
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０３号
福岡県春日市須玖南６丁目75番地
債務者　前田　征子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０４号
福岡県春日市須玖南６丁目75番地
債務者　前田　智浩
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０６号
福岡市西区壱岐団地63番104号
債務者　山田　幸江
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０７号
福岡市西区壱岐団地63番104号
債務者　山田　順子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０８号
福岡市東区唐原４丁目２番16号
債務者　亀岡　憲二
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２０号
福岡県糟屋郡志免町片峰中央３丁目７番12号
債務者　岩下　啓子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部